

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	栗本純治君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	竹中敏明君	建設課長	山口哲司君
産業課長	高橋伸行君	上下水道課長	町田正博君
会計管理者兼 会計課長	中村桂君	消防主任	中山雅夫君
教育長	和田満君	教育次長兼 学校教育課長	桐山浩治君
生涯学習課長	衣斐修君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	木村貴江		

4 議事日程

- 日程第1 議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について
- 日程第2 議第57号 土地及び建物の取得について
- 日程第3 議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時02分 開会

○議長（丹羽豊次君） これより平成28年第 3 回垂井町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定しました。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、12番 栗田利朗君、1 番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について

○議長（丹羽豊次君） 日程第 1、議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） おはようございます。

臨時議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本議会に提案いたしております 3 議案は、全て新庁舎建設事業に関連する議案でございます。よろしく御審議を賜りたいと思います。

それでは初めに、議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

現在の役場庁舎は建築後49年が経過し、耐震性の不安だけでなく事務スペースが不足しており、役場機能が分散して非効率な状況となっていること。そしてまた、バリアフリーが十分でないことや駐車場が狭いことなど、町民の皆様の利便性の面においてもさまざまな課題を抱えております。

町ではこれらの課題を解決するために、新庁舎の建設に向けて平成26年11月に町民参加による垂井町庁舎のあり方検討委員会を設置し、委員会において約 1 年 4 カ月、計 8 回にわたり、町民の視点で新庁舎のあり方について慎重な検討がなされてまいりました。また、アンケート、シンポジウム、説明会などを実施し、町民の皆様への理解も深めてまいりました。

そうした中で、本年 2 月、検討委員会から提出された新庁舎基本構想（案）の答申等を踏ま

えつつ、町といたしまして危惧されている自然災害への備えや財政面など多角的な観点から検討した結果、委員会の答申においても示されたとおり、適切な規模と機能を持った新しい庁舎を建設することを方針とし、文化会館南側付近を優先候補地として既存建物を有効に活用することとした基本構想を昨年度策定いたしました。

基本構想では、新庁舎の基本理念として、町民が集う庁舎、町民の安全を守る庁舎、全ての人に優しい庁舎、町民が誇りに思い愛される庁舎を掲げ、これらの理念をもとに新庁舎のイメージを笑顔でつなぐ新庁舎としております。今後は、後の議案にも関連がございますが、予定の基本計画・基本設計の中で、より具体的で詳細な検討を行いながら推進していきたいと考えております。

また、東日本大震災や、この5月に発生しました熊本地震の際にも、複数の自治体において庁舎が大きな被害を受け、行政機能の維持に支障を来してきた教訓を踏まえ、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、より早急に防災拠点機能の充実・強化を図る必要があります。私は、この防災拠点の機能のほかにも多くの役割を担う、新しい町のシンボルとなる新庁舎の建設事業に全力で取り組んでまいり所存であります。

こういった経緯から、新庁舎建設事業に向け、新たな役場の位置を定める必要がありますことから、今回提案いたしました議案のとおり、役場の位置を現在地から垂井町宮代2957番地の11へ改めるものであります。

なお、この条例は、規則で定める日から施行するものといたします。

役場庁舎は、昭和29年の合併当初こそ垂井町1289番地にありました旧垂井町の役場庁舎を使用した仮住まいでありましたが、現在のこの地にあった旧不破郡役所に移転したのが昭和30年であります。そして昭和41年、現在の庁舎が完成いたしました。合併以来60年余りに及ぶ垂井町の歴史は、現庁舎の存する土地とともにあったと申し上げても過言ではないと考えます。

私にとりまして、特別な場所という思いを抱き続けてまいりました。また、町民の皆様の現庁舎地に対する愛着もいかばかりかと拝察もいたしております。しかし、それでもなお、垂井町の将来を考え、発展を願い、庁舎を現在地から移転させ、新庁舎を建設するという決断をいたしましたところであります。

この垂井町役場の位置を定める条例の改正案は、新庁舎の整備に向けて確実な道筋をつけるものであり、垂井町の新たな一歩を踏み出す貴重な議決になるものと確信いたしております。ぜひとも御賛同くださいますようお願いいたしまして、議第56号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

4番 若山隆史君。

〔4番 若山隆史君登壇〕

○4番（若山隆史君） ただいま上程されました庁舎の位置を変更する条例の件でございますけれども、この条例改正に関しましては、垂井町の一大事業でございますし、冒頭に議長が申されましたように何十年に1回の案件でございます。私どももこの重要案件に一議員として立会できることは、議員として身の引き締まる思いでございますし、殊この件につきまして、垂井町重大案件として町長に御所見をお伺いしておきたいと思っております。

それは、当事案につきましての庁舎を移転する件でございますけれども、垂井町の最大のまちづくりにつながっていくものだと、まず確信をいたしておりますけれども、さらに最善のまちづくりを目指すに当たっては、庁舎のみならず、そこに位置する周辺の環境にも影響が及ぶものだと思っております。文化会館は既存の施設でございますけれども、その他、今年度事業で公共施設等総合管理計画の策定も予定されております。

そういった町内に散在します公共施設の中であって、地域において有効活用されるべき施設、あるいは役場と密接不可分な状態でもって住民のサービス向上のためにより近くにあるべき施設、こういったものを十分見定めながら、利用密度の高い役場庁舎、周辺施設も含めての次代的な丸の内形成がなされるべきだと思っております。

今後において、基本計画、あるいは基本設計が取り込まれるという町長の提案説明にもございましたが、最善のまちづくりを目指すに当たって、垂井庁舎のあり方検討委員会の最終賛否をとられるときに、附帯意見的な状態で申されたことが頭から離れないのでございます。

その件は、東隣に位置する施設を確保できるか否かにおいては、今度移転する庁舎の基本的な中身といいますか、設計、構想、あるいは計画、こういったことに密接不可分な状態になろうかと思っております。手戻りがあってはなりません。がしかし、一朝一夕に事が成就するわけでもございません。行政の永続的・継続的な取り組みとして、ぜひともに東隣の施設を不断の努力をもって継続的に確保するべく取り組みをお願いしたい。そのことによって複合的な施設が構築できますし、先ほど申しましたように利用密度の高い丸の内形成がなされていくのではないかと。手戻りがあってはなりません、何回も言いますが。

そういった形で、町長、この庁舎の移転・改築等に伴いまして、そういった周辺施設の確保に向けての町長の取り組み姿勢をぜひともここで伺いしていきたいと思っておる次第でございます。どうかぜひお願いを申し上げます。

以上、質問でございます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 若山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございました。

周辺環境整備、特に東隣の施設の利用についてはどう考えるのかという御質問かというふうにあります。

今回お示しをしておりますこの基本構想の中にも、庁舎建設に当たっての検討課題の中にも

何点か盛り込まれておりまして、その中の1つにも隣接施設の利用といたしますか、そういったものを検討するようというようにございます。また、それに限らず、道路ネットワークでありますとかさまざまな複合施設等の問題等もあるわけで、そういった課題の中にこの問題が入っておるものと私どもは理解しております。

そして、東隣の施設におきましては、今、民地、それから民有施設が入っておるわけでございますので、今後交渉事が必要となってまいりますけれども、今、議員がおっしゃいましたように新しい庁舎地を一つの核として、この近隣一帯を垂井町発展の核にしていく、そのためにはやはり近隣施設等も巻き込んだ形での開発が必要となってまいるといふふうに考えております。そういった部分では、積極的なかわりを持つ中でこの施設の利用を考えていく、そういう姿勢は以前から全協等でもお話をしておるよう、その思いは変わるところではございません。今後もしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますし、この一帯がやはりしっかりと町民の皆さんが集まれる、そして集う、そして利用する、そういった場所になるために、あらゆる方策を考えていきたいと考えておりますので、よろしく御支援賜りたいと思っております。ありがとうございました。

[挙手する者あり]

○議長（丹羽豊次君） 4番 若山隆史君。

[4番 若山隆史君登壇]

○4番（若山隆史君） 御答弁ありがとうございました。

年度がかわっても行政の永続的・継続的な取り組みとして、町長の心強い方向性が示されたものだと思っております。

その一方で、現庁舎、垂井町1532番地の1、この庁舎の跡問題でございます。これも重要なまちづくりの一端になると思っております。どうか垂井町の数十年間に及ぶ役場がありましたこの地の有効活用を含めた取り組みもぜひ計画の中にしっかりとしたものをつくっていただき、トータル垂井町のまちづくりにつなげていただきたいというふうに考える次第でございます。この庁舎についての利用方法についても、町長の御決意をひとつお伺いしていきたいと思っております。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 若山議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

現有地の再利用、再活用をどうするかということでございますが、このことにおきましても基本構想等にもうたわれておりますように、今回の役場移転に伴いまして現有地を捨て去るといふ考えは毛頭ございません。

この地は垂井町の発展のために、先ほども提案説明で申し上げましたとおり、重要な役割を果たしてきた土地でございます。そしてまた、中山道の垂井宿の中心地にもありまして、これをいかに活用していくかということは今後の垂井町の発展に大きく寄与する一つの材料である、

あるいは素材であるというふうに考えております。

したがって、現在まで庁舎のあり方検討委員会といった形で新庁舎に対する検討を進めてまいりましたが、この現有跡地につきましてもそういった検討会等をつくる中で、より住民の皆様の思いをしっかりと受け、そして行政としての立場を明確にし、この地をさらに発展させていく。この旧市街地、中山道垂井宿周辺、そして垂井地区をさらに発展させていく。そして、垂井町全ての7地区全体がどう発展していくかということについての一つの中心地になれば、そういった場所としても考えていく必要があると思っておりますので、これについてもあわせてしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思っております。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 質問の1点は、今、若山議員がおっしゃった現庁舎のことについてでございますが、町長が答弁をされました。ここのあたり、他の自治体の事例を見まして非常に緊迫した住民感情が起きますので、そのあたりは十分にやはり訓諭していただいてよろしくお願いをしたいと思います。

少し私のほうから質問といたしますか、確認をさせていただきます。

本議会に提案をされました議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正でございますが、この中で附則でございます。この条例は、規則で定める日から施行するというふうでございます。提案説明でも町長が申されました。

自治体におきまして、特に町村であります。条例を制定できる権限が町村には与えられております。さらに規則を制定する権限も与えられておるものでございます。これは地方自治法第15条の第1項で規定がされています。つまり、地方公共団体の法規には、条例と規則の2つの種類があるということでございます。

それでは、条例と規則はどう違うかということ、定義づけをちょっと確認をいたしますと、条例は議会の議決がなければ定めることができないという規定がなされております。規則につきましては、町村長限りで定めることができるというふうに規定がなされております。

そこで確認をさせていただきますが、その前に前回5月の10日に議会の全員協議会が招集されました。そこで購入地の交渉結果とか今後のスケジュール、また年度別スケジュールが御報告されました。年度別スケジュールの中で先ほども町長の提案説明の中にもございましたが、基本計画と基本設計は合体して発注をしていきたいという説明でございます。そういうこととなりますと、完成が前倒しになってくるという格好でございます。

この年度別スケジュールを見ますと、28年に基本計画と基本設計が発注されまして、29年度にそれが確定してまいりますと、その後実施設計が29年度に実施され、工事が予定では1年間ちょっとかかるかなというふうに思います。そうしますと、平成31年には供用開始をしたいと

いう方向づけが示されております。もう既に今28年度であります。28、29、30、31年度には供用開始です。31年度の、やはり基本的な考え方でいきますと4月1日に供用が開始されるかなというような想定はしますが、これは工事の関係からよくわかりませんが、私が言いたいのは規則の施行でございます。

議会でも提案がなされてこない、町長の権限でもって規則が制定される。そのあたり、住民は全くわからないわけなんです。議会のほうでは規則が配られるわけでもございませんので、インターネットでホームページで確認して、規則が制定されたなということだけでございますので、このあたり、やはり重要な案件ということは町長も十分認識されておりますので、規則につきましても住民への公表をお願いしたいと思います。一応確認ということをしていただきます。お願いします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の施行日の取り扱い、非常に大切なことであるから住民にもしっかりと公表するよというお尋ねでございますが、このたび御案内のとおり、当該条例につきましては先ほどスケジュールについても触れていただきましたが、条例の施行のいわゆる準備期間が非常に不確定な状況となっております。少し年度を触れていただきましたが、施行期日を何月何日という確定的な部分がまだありません。したがって、御案内のとおり、スケジュールでは年度ではお示しをいたしておるところでございますが、確定的でないといったようなことの原因から、このたび規則に委任する形を取らせていただいたところでございます。

しかしながら、御提言ございましたとおり、いつから向こうで稼働するのかといったことは非常に住民の関心事でもございますので、その確定なり次第、広報はもとよりホームページ等使いまして住民の皆様にお知らせをしまる所存でございますので、御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

実務的な部分を今、総務課長が説明をいたしました。

今回の位置を定める条例の改正につきましては、やはり町民の皆さんが移るんだという自覚をしっかりとさせていただく、そういうことをまず第一にするということが必要かというふうに思います。

その規則で定める施行の日というのは、やはり今後の工事でありますとか、そういった策定日程等にもよって変わっていく部分がございますので、なかなか確定しづらいところがございます。そういった部分では、この条例をお認めいただきますと、この施行の日についての規則を定める日というのは行政側に一任をさせていただくと、委任をさせていただくという形になろう

かというふうに思います。しかし、何とか早く進めていきたいという思いもございますので、当初の31年度という、その少しでも早い時期に進められるような形で頑張ってもらいますので、そこら辺は御理解をいただきたいというふうに思います。日にちは明確に定められる状況ではございませんが、この条例が定まりまして、これをしっかりと施行する日はまた皆様に改めてお知らせするということが確実に参ると思いますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔挙手する者あり〕

9番 角田寛君。

〔9番 角田寛君登壇〕

○9番（角田 寛君） 私は原案に賛成する立場から討論いたします。

新庁舎の位置を、原案どおり文化会館南側、垂井町宮代2957番地の11に移転すべきと考えております。

役場庁舎は将来にわたって町行政の中心であり、新しい時代のシンボルとならなければなりません。現庁舎におきましては、高齢者や障がいを持たれた方、乳幼児連れなどの方々の町内来庁者にとっては決して優しいとは言えません。また、町外の来庁者にとりましても、交通アクセスの面からも決して利便性がよいとは言えません。こうした状況を改善するためにも、役場庁舎の位置は十分な敷地規模があり、緊急輸送道路である国道・県道からも最も近い位置に移転することが大変重要と考えております。

また、約1年半にわたりまして庁舎あり方検討委員会で検討された結果、他の地域に比べて客観的に評価が高かった点を勘案いたしましても、その位置は適切なものと考えられます。

また、最近では東日本大震災、熊本地震など大きな地震が発生しており、県内各地でいつ地震が起きてもおかしくない状況の中にあります。我が町におきましても、東海・東南海・南海沖地震の発生が憂慮されているところでございます。

現庁舎は築49年を経過して老朽化も進み、耐震性も低いことから、災害発生時における防災拠点としての機能を発揮することができないおそれもございます。したがって、町民の安全・安心を確保する上におきましても、早急な機能強化を図っていく必要があると考えます。一日も早く新たな場所に移転して町民が安心して集える新庁舎の建設が望まれるところでございます。

以上の観点から、私は原案に賛成するものであります。

先ほど議長も申されましたが、歴史的な議案でございます。議員各位の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は起立により行います。

地方自治法第4条第3項の規定により出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とします。

また、この場合は議長も表決権を有するため、私も採決に加わることとなりますので御了承願います。

表決権を有するただいまの出席議員は12名であります。3分の2は8人であります。

議第56号 垂井町役場の位置を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立12人で総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議第57号 土地及び建物の取得について

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第57号 土地及び建物の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） ただいま総員起立の御採決、まことにありがとうございました。

それでは、議第57号 土地及び建物の取得について、提案理由を御説明申し上げます。

新庁舎建設事業に活用することを目的として土地及び建物を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第57号 土地及び建物の取得につきまして補足説明をさせていただきます。

今回取得をお願いいたします土地及び建物についてでございますが、いずれも新庁舎建設事業に係ります取得についてでございます。

本年2月29日に開催の全員協議会で、対象土地及び建物につきましては、不動産鑑定価格を基本に買い取り予定価格を御提示しながら、以後、関係地権者とたび重なる交渉をしてまいり

ました。結果、4月26日でございますが、事実上の合意が調いまして、去る6月14日付で地権者2者と仮契約を締結したところでございます。

それでは、お手元に事前に配付してございます議案書並びに位置図等の資料をあわせてごらんになっていただきたいと思います。

まず今回取得いたします土地でございますが、議案書にございますとおり垂井町宮代字大持野2957番10、筆数にいたしまして合計で7筆でございます。取得いたします土地の地積につきましては、合計で9,111.99平方メートル。取得の予定価格は、合計で2億2,781万2,000円。取得の目的につきましては、新庁舎建設事業地として取得をいたすものでございます。また、取得の相手方につきましては、岐阜県不破郡垂井町宮代大持野2957番地の11、垂井町商業振興協同組合、代表理事 藤井松男及び愛知県津島市新開町一丁目6番地、株式会社義津屋、代表取締役 伊藤彰浩の両者を相手方といたしまして、このたび議決をお願いいたしますものでございます。

次に、建物についてでございますが、取得する建物につきましては、垂井町宮代字大持野2957番11、建物の種類につきましては、店舗でございます。建物の構造につきましては、鉄筋コンクリートづくり陸屋根3階建て。延べ面積につきましては、7,391.45平方メートルでございます。取得の予定価格につきましては、8,218万8,000円。目的につきましては、新庁舎建設事業建物として取得をいたすものでございます。また、取得の相手方につきましては、先ほどの土地と同様、2者を相手方といたしまして議決をお願いいたしますものでございます。

なお、議決を賜りました後は、本契約締結の上、御協力をいただきました2者に対し、早々代金を支払うべく手続に入りたいと考えておる予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ただいま上程されました議第57号の土地及び建物の取得でございますけれども、ちょっと確認をさせていただきます。

本議会で議決がなされますと本契約に行くわけですが、その後支払いになりますけれども、支払いにつきまして前渡金払いがあるのか、それから登記完了払いというふうになっておるのか、そこらあたりの確認をさせてください。お願いします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 契約の支払いの関係についてお尋ねでございますが、本契約の締結日につきましては、本議会で可決後に予定をいたしております。本契約の締結に当たりましては、まず登記嘱託に必要な書類を整えていただくように相手方とも事前に事務の打ち合わせをさせていただいておりますが、所有権移転の手続開始後、まず7割についての支払いの準備に入りたいというふうに考えております。土地代金の7割分をまずお支払いをし、その後、登記完了後、そしてまた建物の引き渡し等々全てが完了した後に、残る土地代金の3割分についての支払いをしていく予定でおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑。

[挙手する者あり]

10番 後藤省治君。

[10番 後藤省治君登壇]

○10番（後藤省治君） 土地購入において、2点ばかりちょっと確認をしたいと思いますが、この購入部分の西側、2980から2980-1の部分、今駐車場に使っておる部分ですが、これは購入区域に入っていないんですけれども、今後どういうふうに交渉して、西の部分も購入していくのか、その部分はこの状態で、今の区域の部分のみにするのかですね。

それともう1点は、北の道路の2957-14と2957-13の部分、道路のまま確保していくのか、将来的に一体的に庁舎と文化会館の土地とあわせて改良していくのか、この部分についての見解をお願いしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長（中川満也君） 後藤議員からの2点の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目の西側の土地でございますけれども、2筆というか、所有者が2名おられまして、今県道に面している部分でもございまして、委員会等でも御指摘がありましたように、こちら辺はやはり有効に利用するという事は、今後の庁舎の展開においてぜひとも必要であるという認識を持っております。したがって、私有地、民有地ではありますけれども、今後取得に向けてしっかりと調整をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、中央部の道路についてであります。これを道路として使うのか、あるいは道路を廃止して敷地として使うかというのは今後の全体の計画の中でも変わってくる部分があると思います。交通アクセスの問題とか、そういったこともしっかりと踏まえる中で検討していかねばならないので、すぐ1対1というわけにはいかない部分もあると思います。

ただ、今後のこれから進めます基本計画・基本設計の中でしっかりと論議をする中で方向性を見出していきたくて考えておりますので、いましばらくしっかりと検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第57号 土地及び建物の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1,098万4,000円を減額し、予算総額を88億9,723万5,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、新庁舎基本計画策定業務に係ります委託料の減額措置をいたしました。

財源につきましては、繰入金におきまして、財政調整基金繰入金の減額措置により収支の均衡を図った次第であります。また、新庁舎基本計画・基本設計業務につきまして、平成28年度から平成29年度までの債務負担行為をお願いするものであります。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,098万4,000円を減額させていただきまして、予算総額をそれぞれ88億9,723万5,000円といたすものでございます。

第2項、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額、そしてまた補正後の金額につきましては、1ページにございます第1表、歳入歳出予算補正によることとしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部にわたりまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに歳出でございますが、7ページをお開き願いたいと思っております。

款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費でございます。節13委託料でございますが、説明欄にございますとおり、新庁舎基本計画策定業務委託料につきましては、本年度の当初予算で1,098万4,000円をお認めいただいております。御案内のとおり、その後、新庁舎につきましては既存建築物を効果的に利用するため用途変更に伴う改修、いわゆるコンバージョン方式と言われております方式により建設するという方針を決定いたしましたところでございます。この既存建築物を最大限有効活用するためには、いわゆる基本計画の段階から、技術的な検討も加えながら立案していく必要が出てまいりました。したがって、今回、基本計画と基本設計を同時に実施することがより効率的・効果的であるとの判断のもと、そういった判断をいたしましたところでございます。

そして、近い将来に発生が予想されております東海・東南海・南海地震を初め、さきの熊本地震の教訓を踏まえるなど、新庁舎建設全体のスケジュールの短縮をも図っていく必要があることから、当初予算で計上しておりました新庁舎基本計画策定業務に加えて、次の段階でございます基本設計業務を追加して業務に着手してまいりたいと考えておるところでございます。

したがって、後ほど説明いたしますけれども、新庁舎基本計画・基本設計業務につきましては、平成29年度までの2カ年に及ぶことから、経費の全額を債務負担行為として議決をお願いいたし、早い段階で一括発注、契約することでスピード感を持って対応してまいりたいと計画したところでございます。何とぞよろしく御理解賜りたいと思っております。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして歳入でございますが、6ページをお願いしたいと思います。

款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございます。節1財政調整基金繰入金につきましては、収支の均衡を図ることから歳出と同額の1,098万4,000円の減額補正をお願いしたところでございます。

次に、議案書の表紙に戻っていただきたいと思っておりますが、第2条でございます。債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、そして期間及び限度額につきましては、第2表、債務負担行為によるものでございます。

3 ページをお開き願いたいと思います。

新庁舎建設に向けまして係ります基本計画・基本設計業務につきましては、期間は平成28年度から29年度まで、限度額といたしまして4,081万4,000円について、それぞれ議決をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

5 番 山田利夫君。

[5 番 山田利夫君登壇]

○5 番（山田利夫君） 一、二点、確認と質問をさせていただきます。

まず、今年の3月議会で私ども議員のほうに配付をされました28年度の予算書附属書類といたしまして、予算資料を御提示いただきました。その21ページで基金残高状況が掲載をされました。これは庁舎建設基金として8億9,225万8,717円が1月末現在ということでお示しがなされました。

そこで、今議会の前の6月定例会で、議第55号で垂井町一般会計の補正予算の提案がなされ、これは議決がなされております。この中身は何かといいますと、先ほど土地、建物の取得に係ります原資でございます3億1,000万円を庁舎建設基金から取り崩しをして予算計上し、それを今後の契約に向けてまたお支払いをしていくということでございます。

そこでお尋ねしますが、28年度の当初予算で、款2総務費、項1総務管理費、目11財政調整基金の中で、節の積立金の中で、庁舎建設基金といたしまして1億68万9,000円が計上なされております。27年度の決算につきましては、もう既に出納整理期間も終わりました、実質収支額は剰余金があるという見込みのもとで質問をさせていただきますが、剰余金についてはいかほどあるかということをお尋ねをしたいと思います。まずその1点でございます。

剰余金があるということで、第2点を質問させていただきますが、先ほど言いました1月末現在で、ちょっと100万円単位でとめさせてもらいますが、8億9,200万円が27年でございます。そこで、今度1億円が予算で積み立てるということではありますが、この1億円は積まれたのかどうか、そこらあたりをお尋ねしたいと思います。

それから、先ほど6月に3億1,000万円を基金から取り崩されました。8億9,000万円から1億円が積み立てがないということになりますと、8億9,200万円から3億1,000万円が今度契約の代金として支払われますと、残りは6億8,200万円になります。そこで、今度28年度当初予算で1億円が積みれますと7億8,000万円になるわけなんですけれども、将来的な、いわゆるこの庁舎の建設に向けまして、これから28年度の1億円と、あとどういうふうになるかわかりませんが、来年の3月の議会で追加補正でまた積み立てをされるのか、29年度当初予算がどう

なるのかわかりませんが、いかほど積んでいかれるのかわかりませんが、庁舎全体の建設費として、またプロポーザルで実施設計がわかっておりませんから、まだ金額的にはお示しはないかわかりませんが、将来的なことを見まして、財源をやはり和らげるためにも、少しずつでも積み立てできれば積み立てていってほしいなということで要望をするものでございます。

一、二点質問と要望でございますが、あわせて御回答いただければと思います。お願いします。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の27年度の実質収支についてお答えをしたいと思います。さきの5月の出納閉鎖でほぼ金額をつかんでおるところでございますが、実質収支の額につきましては約5億6,600万円と相なっておるところでございます。

2点目の、28年度の当初予算の1億円については庁舎基金に積んだのかどうかといったお尋ねでございますが、今年度、1億円予算どおりに積み立てをさせていただきました。したがって、3億1,000万円のさきの補正予算をまだ引いてございませませんが、27年度の当初予算の資料に1億円を積みますと9億9,200万円になっておるところでございます。

それから、最後の庁舎全体の財源についての考え方につきましては、御案内のとおり実質収支等、一昨年よりも約2億円ほど多く相なったところでございます。したがって、貴重な財源につきましては、予算の許す範囲内で積んでいく方向では財政所管としては考えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 再質問というか、ちょっと聞き取りにくかったものですから確認をさせていただきます。

予算資料では27年度1月末で8億9,000万円。そこで1億円はもう積まれたということですね。そうすると9億9,000万円、3億1,000万円は今度支払われますわね。そうしますと、9億9,000万円、約10億円から3億払いますと約7億円残るということですね。そういうことでよろしいでしょうか。

27年度の実質収支額、いわゆる剰余金5億6,000万円、非常にびっくりいたしました。一般会計から出されておりますので、いろいろあるかと思いますが、最終的にはやはり庁舎建設で、将来的な中で少しでも財源として和らげていくべきかなというふうに思いますが、町長、もし見解がございましたらお願いします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

実質収支が5億6,000万円というのは、昨年より2億円ちょっと多くて、近年になくあれですがここへ来てやっと単年度収支が黒字になったというような状況でございます。この原因として考えられるのは、消費税が上がったことによる増収という部分、それから施設に関する起債の返還が終わったものがありまして、経常収支が下がってきておるといような状況がこの実質収支を押し上げた原因ではないかなというふうに分析しておるところでございますけれども、議員がおっしゃるように、今後庁舎を建設していく場合に、やはり莫大な資金が必要となってまいります。また、庁舎に限らずその他の公共施設等の問題も出てまいりますので、今後やはり経常収支等が今下がってきておりますけれども、起債等起こしていく中で、またこれが少しぶり返して上がっていく可能性が十分にあるものというふうには認識しております。

しかし、貴重な財源を基金として、庁舎の部分もありますし、財政調整基金等もあります。こういった基金等を少しでも有効に使う中で、その実質的な持ち出し分を減らしていくということは絶えず考えておるところでございます。基金等の積極的な積み上げ等を踏まえる中で事業を進めていきたいと考えております。

また、一方で、やはり後年度負担ということを考えますと、起債等も発行の所為というのものやむを得ない部分がございますが、ここら辺のバランスというのは財政当局ともしっかりと検討する中で、町の将来にとりまして少しでもこの財政負担が軽く済むような形、しかしかなり膨らむことは予測しておりますけれども、検討していきたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔挙手する者あり〕

1番 太田佳祐君。

〔1番 太田佳祐君登壇〕

○1番（太田佳祐君） 私のほうから1点御質問を差し上げたいと思います。

今回、新庁舎の基本計画と基本設計を2年度から1年度に短縮するという事で、スピード感を持って庁舎建設事業に当たる、非常に大切なことだと思っておりますが、1点お伺いしたいと思っております。

場所が今回変わったということで、次に住民の皆さんが興味を持たれるのは、どういう庁舎になるのかということに移ってくると思うんですけども、通常2年間あれば、住民の皆様への周知ですとか、意見の集約というものが十分できると思うんですけども、これが1年に短くなるということで、なかなかそういった時間が短くなってきてしまいます。その点で十分御配慮いただきたいと思っておりますけれども、その点に関して御所見をお伺いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 太田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

基本設計から実施設計が1年ずつという形になります。当初は基本計画、基本設計、実施設計という形で3年間見込んだところ、先ほど説明いたしましたように既存の建物をうまく利用していくという中で基本計画と設計が絡んでくるということで、これを1年短縮するという形になります。

当然に実施設計に入る段階で、ある分基本計画が固まっておりますので、こういった情報をお出しする中で、またいろいろ意見をいただければいけないというふうに思います。

また、今後あり方検討委員会等も開く中で、この基本計画の中に思いというものも組み込んでいく必要がありますし、議会の皆様、そしてもちろん町職員も積極的にこの問題にはかかわっていかねばならない部分もございますので、基本計画、あるいは基本設計を進める段階での情報等しっかりとまたお出しする中で、一緒に考えていく場をつくっていきたいと思っておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第58号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第3回垂井町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時06分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 栗 田 利 朗

会議録署名議員 太 田 佳 祐